

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 9 日 (火) 第 530 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告	示	
○県税の申告等期限の指定	(税務課取扱い)	1
○指定納付受託者の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更	(水産振興課取扱い)	2
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件)	(農地整備課取扱い)	2
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	4
○一般競争入札公告	(免許管理課取扱い)	4
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	7
○令和 6 年度行政書士試験公告	(一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い)	7

告 示

鹿児島県告示第527号

鹿児島県税条例 (昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。)第14条第2項の規定により、令和6年2月9日鹿児島県告示第84号 (県税の申告等期限の延長) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法 (昭和25年法律第226号) 又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出 (審査請求に関するものを除く。) 又は納付若しくは納入に関する期限が、令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定地域

富山県並びに石川県のうち金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町

鹿児島県告示第528号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日